

秋田県ゆとり生活創造センター

指定管理者募集要項

令和 7 年 7 月

秋田県あきた未来創造部
地域づくり推進課

目 次

1	公の施設の概要	1
2	指定管理者に行わせる管理の業務	2
3	管理を行わせる期間（指定期間）	2
4	施設の目標	3
5	申請をする団体に必要な資格等	3
6	申請の手続	3
7	選定の方法、基準及び時期	4
8	指定管理者と県との責任分担	5
9	募集要項の交付	7
10	説明会	7
11	その他	7
12	添付資料・様式	8

秋田県ゆとり生活創造センター指定管理者の募集要項

秋田県ゆとり生活創造センターの指定管理者を募集します。

1 公の施設の概要

(1) 名称 秋田県ゆとり生活創造センター（以下「センター」という。）

(2) 所在地 秋田県秋田市上北手荒巻字堺切24番地の2

(3) 設置目的

自由時間を利用した活動及びボランティア活動をはじめとする自主的な社会貢献活動を行う団体等に対し、これらの活動に関する情報及び研修の機会を提供するとともに、これらの団体等の交流その他の活動を支援し、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(4) 規模等

① 構造 木造、一部鉄筋コンクリート造

② 階数 地下1階（工房棟）、平屋建、一部2階建（会議棟、昭和館【民家・蔵】）

③ 敷地面積 16,941.63㎡

④ 延床面積 3,521.60㎡

⑤ 各棟概要

棟名	床面積	階層	室名	用途・概要等
管理棟	977.1㎡	1階	・事務室 ・NPO情報・相談コーナー ・団体用事務コーナー ・研修室1～3 ・ミーティングコーナー ・図書・情報コーナー ・作業室 ・幼児ルーム	ボランティア・NPO等の情報提供、相談支援に利用 団体事務スペースに利用（団体用事務機、ロッカー等あり） 各室24名程度の会議等を利用 ミーティング等を利用（フリースペース） 図書・資料閲覧に利用（インターネット用PCあり） 資料作成等を利用（コピー機、印刷機、作業台等あり）
交流棟	887.3㎡	1階	・県民交流サロン ・県民運動事務室 ・研修室4 ・研修室5 ・食工房 ・県民ギャラリー ・厨房・食堂	ミーティング等を利用（フリースペース） 県民運動推進団体事務室に利用 30名程度の会議等を利用 25名程度の会議等を利用 調理講習等を利用（調理台6台、各種調理器具、食器等あり） 作品展示等を利用 食堂「ゆとり庵」

			・シャワー室 ・休憩ラウンジ	男女各 1 室あり
--	--	--	-------------------	-----------

会議棟	544.4 m ²	1 階	・会議室 ・エントランスホール ・倉庫	机使用 120 名 イスのみ使用 200 名 程度の会議等に利用
		2 階	・倉庫	
工房棟	685.0 m ²	地 下 1 階	・多目的工房 ・倉庫	木工作業、園芸作業に利用（温室、木 工作業機材あり）
		1 階	・ホール	車椅子用昇降機
昭和館	427.6 m ²	1 階	【民家】・応接間 【民家】・和室	会議等に利用 8 畳 フリースペース 6 室
		2 階	【民家】・大広間	会議等に利用 22 畳
		1 階	【蔵】・研修室 6	24 名程度の会議等、音楽演奏等に利用
		2 階	【蔵】・ギャラリー	ミーティング、各種展示スペース

（５）指定管理料の実績（過去３年間）

令和４年度 ５８，６６９千円
令和５年度 ５８，６６９千円
令和６年度 ５８，６６９千円

（６）施設利用者数及び使用料の実績（過去３年間）

令和４年度 ８０，４３７人、 ５，５９４千円
令和５年度 ８２，９８０人、 ５，５３３千円
令和６年度 ８７，７６０人、 ５，５５４千円

２ 指定管理者に行わせる管理の業務

- （１）使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- （２）施設及び設備の維持管理に関する業務
- （３）自由時間を利用した活動及び自主的な社会貢献活動に対する支援に関する業務
- （４）（１）から（３）までに掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

※詳細は、「秋田県ゆとり生活創造センター指定管理者管理業務仕様書（別紙①）」による。

３ 管理を行わせる期間（指定期間）

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで（予定）

4 施設の目標

利用者が、安全かつ満足に市民活動・余暇文化活動に取り組める施設環境を提供する。

5 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

県内に事務所等を有する法人その他の団体又は管理開始までに県内に事務所等を設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

※1 複数の団体が共同事業体を構成して申請することができます。なお、構成団体の全てが申請をする団体に必要な資格等の要件を満たす必要があります。

※2 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできません。

※3 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定していただくとともに、協定の締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とします。

※4 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになりますが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになります。

(2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
- ③ 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体
- ⑤ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体
- ⑥ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

6 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書（別紙様式1）に次に掲げる書類を添えて提出してください。なお、共同事業体として申請する場合の②から⑩までに掲げる書類は、構成する全ての団体について提出してください。

- ① 指定の期間に係る年度ごとの秋田県ゆとり生活創造センター指定管理者事業計画書（別紙様式2）
- ② 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ③ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支

決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

- ④ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- ⑤ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- ⑥ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
- ⑦ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ⑧ 類似施設における業務実績を記載した書類
- ⑨ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前１月以内に交付されたもの）
- ⑩ 誓約書（別紙様式３）
- ⑪ その他知事が必要と認める書類

（２）提出場所

郵便番号０１０－８５７０ 秋田市山王四丁目１番１号
秋田県あきた未来創造部地域づくり推進課 地域協働推進チーム
（電話番号 ０１８－８６０－１２４５）

（３）提出期限

令和７年１０月１日（水）午後５時１５分まで（郵送による場合は当日必着）。

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めません。

（４）提出部数等

正本１部、副本１０部を提出してください。

（５）著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。

また、提出された書類については、秋田県情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。

なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

（６）費用の負担

申請等に要する経費は、申請する団体の負担とします。

７ 選定の方法、基準及び時期

（１）選定の方法及び基準

あきた未来創造部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる①から⑤までの選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

なお、審査基準は次のとおりです。（括弧内は配点）

センターの指定管理者の候補者選定の審査基準

- ① 県民の平等利用の確保（適合しなければ失格）
 - ア 利用者の平等な利用が確保されるものであるか
- ② 施設の設置目的の効果的な達成（２０点）
 - ア 施設の設置目的・理念を理解した管理がなされるものであるか

- イ 施設の利用促進への取り組みがなされるものであるか
- ウ 利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか
- エ 利用者に対するサービス向上の取り組みがなされるものであるか
- オ 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られるものであるか
- ③ 効率的な管理（２０点）
 - ア 収支計画は適正なものであるか、またその実現性はどうか
 - イ 経費縮減に向けた取り組みがなされるものであるか、またその実現性はどうか
- ④ 適正かつ確実な管理を行う能力（２０点）
 - ア 団体の経営状況は、安全かつ健全か
 - イ 団体の実績はどうか
 - ウ 人員配置は適切か
 - エ 経理的基礎が備わっているか
 - オ 技術的な基礎が備わっているか
 - カ 職員の資質向上に積極的に取り組む意欲はあるか
 - キ 安全管理は適切か
 - ク 個人情報適切な管理のための必要な措置が講じられるものであるか
- ⑤ 知事が必要と認めて定める基準（自由時間を利用した活動及び自主的な社会貢献活動に対する支援業務）（４０点）
 - ア 市民活動サポート業務を行う体制及び方法は適当か
 - イ 市民活動情報ネット運用管理業務を行う体制及び方法は適当か
 - ウ 自由時間活用支援業務等を行う体制及び方法は適当か
 - エ 被災者支援業務を行う体制及び方法は適当か

（２）指定管理者の候補者選定の時期及び通知

選定は、令和７年１０月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに申請した団体に通知するとともに、秋田県公式Ｗｅｂサイト「美の国あきたネット」（<https://www.pref.akita.lg.jp/>）により公表します。

８ 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との責任分担は、原則として次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県が協議して定めることとします。

項目	対応内容等	指定管理者	県
(1) 管理施設の修繕	①小破修繕(小規模でかつ使用価値又は効用の減少を防ぐ、いわゆる本体の維持管理又は原状復旧を目的とする修繕)	費用負担。	
	②大規模修繕等(小破修繕以外)		費用負担。
	③1件当たり50万円以上の修繕	事前に内容等の報告義務。	
	④事故・災害等による施設等の修繕	協議。	協議。
(2) 緊急時の対応	①本業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態発生時	必要な措置。 県への報告義務。 関係者への通報義務。	調査権。
	②原因調査	費用負担。	協力義務。
(3) 県による貸付備品等の扱い	①管理上遵守すべき事項	別途締結する物品無償貸付契約による。	別途締結する物品無償貸付契約による。
	②経年劣化等により本業務の用に供することができなくなったとき	県へ協議。 ただし、指定管理料のうち備品等の購入又は調達について年度協定に定められている場合は、予定額の範囲内で購入又は調達。	協議に基づき、必要に応じて、備品等を購入又は調達。
(4) その他備品等の扱い	①購入又は調達	可能であり、本業務の実施の用に供することができる。	なし。
	②経年劣化等により本業務の用に供することができなくなったとき	自己の費用において必要な備品等を購入又は調達する。	なし。
(5) 業務実施状況の確認等	①月例報告書及び事業報告書に基づく確認等	調査受け入れ義務。	調査権。
	②確認等の結果により、改善の対応が必要となった場合	費用負担。	改善指示。
	③改善指示を経てもなお、最低限の業務遂行水準を満たしていないと判断した場合	賠償。	違約金請求。 損害が発生したときは、別に損害賠償請求。
(6) 損害賠償等	①指定管理者の故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したとき	賠償。	損害賠償請求。
	②指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、県が第三者に賠償した場合	賠償。	損害賠償請求。
(7) 保険	①業務の実施に当たり、付保する保険	<例示> ・施設賠償責任保険。 ・第三者賠償保険。	火災保険。
(8) 不可抗力 ※「不可抗力」とは、天災(地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等)、人災(戦争、テロ、暴動等)、法令変更その他県及び指定管理者の責めに帰することのできない事由をいう。 なお、物価の増減、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。	①発生時の対応	影響を早期に除去すべく早急に対応措置(損害及び損失並びに増加費用を最小限にするよう努める)。	
	②費用等の負担	不可抗力に起因して指定管理者に損害及び損失並びに増加費用が発生したときは、指定管理者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面により県に通知。	通知があったときは、損害の状況の確認を行った上、指定管理者と協議し、不可抗力の判定、費用負担等を決定。 合理性の認められる範囲で負担(指定管理者が付保した保険により補てんされた金額相当分については、負担に含めない)。
	③実施義務の免除	(8)②による協議の結果、不可抗力の発生により本業務の全部又は一部の実施ができなくなったと認められるときは、不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れる。	指定管理者との協議の上、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより支出を免れた費用相当額を指定管理料から減じることができる。
(9) 指定期間の満了	①原状回復義務	指定期間の満了の日までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、県に対して管理物件を明け渡さなければならない。ただし、県が認めた場合は、原状回復は行わずに、別途県が定める状態で県に対して管理物件を明け渡すことができる。	原状回復を求めるか判断。
	②備品等の扱い	指定管理者に所有権が帰属する備品等については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去又は撤収するものとする。ただし、県との協議により、県又は県が指定するものに対して引き継ぐことができる。	県に所有権が帰属する備品等については、県又は県が指定するものに対して引き継ぐ。
(10) 本業務の範囲外の事業	①本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲内における自主事業の実施。	指定管理者の責任と費用により実施。 事業計画書の事前提出。	事業計画書の承認(条件を定めることができる)。

9 募集要項等の交付

6（2）に掲げる場所で、令和7年7月29日（火）から同年10月1日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間交付します。

また、県公式Webサイト「美の国あきたネット」からダウンロードすることができます。

なお、郵送で交付を求める場合は、270円切手を貼った返信用封筒（角形2号の大きさで、送付先を記載したもの）を同封してください。

10 説明会

（1）日時

令和7年8月22日（金）午前10時

（2）場所

秋田市上北手荒巻字堺切24番地の2 センター「研修室1」

（3）その他

説明会への参加を希望する団体は、令和7年8月15日（金）までに、後記11（10）の問い合わせ先にファクシミリ又は電子メールで説明会参加申込書（別紙様式4）を提出してください。

なお、募集要項等の資料は、当日会場へ持参してください。

11 その他

（1）指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがあります。

（2）指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定します。

（3）センターの管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払います。

（4）指定期間の予算総額は374,585千円（債務負担行為の設定限度額）を限度とします。

（5）指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結される年度協定書により定めます。

（6）センターの使用料は、県が自己の収入として収受するものとします。なお、収入に当たっては、県が整備するキャッシュレス決済端末による受入対応を行う必要があります。

（7）指定管理者は、センター内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができます。

（8）県は、指定管理者の業務実施状況を確認し、最低限の業務遂行水準が満たされていないと判断した場合には、改善指示等の手続きを経て、内容や程度・頻度等に応じて違約金の請求（指定管理料の減額）、業務の一部又は全部の停止、指定の取消しを行う場合があります。

また、より良いサービスの提供に向けて、業務実施状況について指定管理者による自己評価を行うとともに、県による評価及び外部有識者委員会による評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、公表するものとします。

（9）質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を、次のとおり受け付けます。

① 受付期間 休日を除き、令和7年8月6日（水）から令和7年9月5日（金）まで受

け付けます。

- ② 受付方法 質問票（別紙様式５）に記入の上、次の（10）に提出してください。なお、電子メール又はファクシミリでの提出も受け付けます。

- ③ 回答方法 随時、県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載します。

（10）問い合わせ先

秋田県あきた未来創造部地域づくり推進課地域協働推進チーム

（電話番号 018-860-1245）

（ファクシミリ 018-860-3875）

（E-mail chiiki@pref.akita.lg.jp）

12 添付資料・様式

- （１）指定管理者指定申請書（別紙様式１）
- （２）秋田県ゆとり生活創造センター指定管理者事業計画書（別紙様式２）
- （３）誓約書（別紙様式３）
- （４）秋田県ゆとり生活創造センター指定管理者募集説明会参加申込書（別紙様式４）
- （５）質問票（別紙様式５）
- （６）秋田県ゆとり生活創造センター指定管理者管理業務仕様書（別紙①）
- （７）秋田県ゆとり生活創造センター指定管理者事業計画書作成要領（別紙②）
- （８）配置図（資料）